

## 和光市立学校通学区域変更調査会要綱

### (設置)

第1条 和光市教育委員会(以下「教育委員会」という)に和光市立学校通学区域変更調査会(以下「調査会」という)をおく。

### (目的)

第2条 調査会は通学区域の変更に当り、教育委員会の諮問に応じ必要事項を調査審議し適正な通学区域設置について答申する。

### (組織)

第3条 調査会は次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱した委員で組織する。

市立小中学校長

市立小中学校PTA会長

自治会連合会役員

学識経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から答申した日までとする。ただし役職により委嘱された委員はその役職を退いたときは委員の職を解かれたものとする。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 調査会に委員長および副委員長各1名をおく。

- 2 委員長および副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は調査会の議事を掌る。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は教育長が招集する。

- 2 調査会は委員の2分の1以上の出席により会議は成立する。
- 3 調査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (事務局)

第7条 調査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第8条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は平成12年12月1日から施行する。